

平成25年第12回葛巻町議会定例会会議録 第3号 (本会議)

告示年月日	平成25年5月22日(水)					
招集年月日	平成25年6月11日(火)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成25年6月11日～平成25年6月18日 8日間					
会議の月日	平成25年6月18日(火) 開会13時30分 閉会14時13分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6		
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	1番	柴田 勇雄		5番	山岸 はる美	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子		議会事務局総務係長	遠藤 政明	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	山下 弘司
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	村木 淳一
	教育長	中田 直雅	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員	馬 渕 文雄	病院事務局長	岩泉 宇昭
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課総合政策室長	服部 隆行
	住民会計課長	上小路 隆男	総務企画課財政係長	大川原 洋一
健康福祉課長	鳩岡 修			

(開会時刻 13時30分)

議長 (中崎和久君)

あいさつをします。ご苦勞様です。

これから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおります。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、陳情第6号、「協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書」に関する陳情書は、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しておりましたので、輝くふるさと常任委員長の審査報告を求めます。

輝くふるさと常任委員長、鈴木満君。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

輝くふるさと常任委員会の審査結果について、報告します。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会会議規則第94条第1項の規定により、報告します。

配付しております、輝くふるさと常任委員会陳情審査報告書を、ご覧いただきたいと思っております。

陳情第6号、「協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書」に関する陳情書、審査の結果、賛成全員をもって採択すべきものと決定しました。

輝くふるさと常任委員会では、以上のとおり決定したので、報告します。

平成25年6月18日、議長、中崎和久殿。輝くふるさと常任委員会委員長、鈴木満。

議長 (中崎和久君)

輝くふるさと常任委員長の審査報告が終わりました。

お手元にお配りしております、輝くふるさと常任委員会陳情審査報告書を、ご覧願います。

お諮りします。

陳情第6号は、輝くふるさと常任委員会で質疑を終わっていますので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、陳情第6号、「協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書」に関する陳情書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、賛成全員をもって採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、陳情第6号、「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」に関する陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第2、議案第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてから、日程第11、議案第10号、財産の取得に関し議決を求めることについてまでの10議案について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりましたので、輝くふるさと常任委員長の審査報告を求めます。

輝くふるさと常任委員長、鈴木満君。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

輝くふるさと常任委員会の審査結果について、報告します。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会会議規則第77条の規定により報告します。

配付しております、輝くふるさと常任委員会審査報告書を、ご覧いただきたいと思っております。

議案第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案承認。

議案第2号、平成25年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第3号、葛巻町税外徴収等に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第4号、葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第6号、常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第7号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第8号、葛巻町定住促進住宅条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第9号、財産の取得に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

議案第10号、財産の取得に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

輝くふるさと常任委員会では、以上のとおり決定しましたので、報告します。

平成25年6月18日、議長、中崎和久殿。輝くふるさと常任委員会委員長、鈴木満。

議長（中崎和久君）

輝くふるさと常任委員長の審査報告が終わりました。

お手元にお配りしております、輝くふるさと常任委員会審査報告書を、ご覧願います。
お諮りします。

議案第1号から議案第10号までの10議案は、輝くふるさと常任委員会で質疑を終わっていますので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、日程第2、議案第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、賛成全員をもって原案承認です。委員長報告のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第3、議案第2号、平成25年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、賛成全員をもって原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第2号、平成25年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第3号、葛巻町税外徴収等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、賛成全員をもって原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第3号、葛巻町税外徴収等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第4号、葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、賛成全員をもって原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第4号、葛巻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、賛成全員をもって原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第6号、常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、賛成全員をもって原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第6号、常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第7号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、賛成全員をもって原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第7号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第8号、葛巻町定住促進住宅条例を議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、賛成全員をもって原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第8号、葛巻町定住促進住宅条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第9号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、賛成全員をもって原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号、財産の取得に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第10号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、賛成全員をもって原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号、財産の取得に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、発委案第1号、葛巻町議会総合条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、小谷地喜代治君。

議会運営委員長 (小谷地喜代治君)

発委案第1号、葛巻町議会総合条例について、別紙のとおり、地方自治法第112条及び葛巻町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案の理由でございますが、議会運営に係る新たな条例を制定しようとするものであります。

次に、葛巻町議会総合条例の内容について、説明をいたします。

配付しております資料、葛巻町議会総合条例制定の概要についてを、一緒にご覧いただきたいと思っております。

4ページをお開きいただきたいと思っております。

これまでの経緯でございます。

議会では、町と一体となって行政改革に取り組み、議員定数も10人で、県内でも最小の議会となりました。また、常任委員会も一つとなって、2期目でございます。

そこで、少人数議会となった平成20年から、体制に沿った議会運営や条例、規則のあり方、議会活動の活性化を図るため、自治法の運用による通年議会の導入などを含めて検討していたところ、平成24年9月に地方自治法が改正されたところでございます。

この改正で、議会の会期を一年間とすることができる通年の会期制の創設や、本会議において公聴会や参考人が利用できるようになったこと、委員会に関する規定が簡素化されました。

また、葛巻町議会では、10人議会で活発な議論を行い、充実した審議を通じて町の活性化を図ろうと、議案審議はすべて委員会に付託する委員会中心主義を試行中でしたが、今回、正式に取り入れることといたしました。

5ページをお開き願います。

この経緯を踏まえ、議会の基本的な事項や運営に係る事項の条例と規則を一体化することにより、一覧性を求めることができること、議会への町民参加を勧め、町民に身近な議会をめざすことなど、総合的に調整し、これまでの議会関係条例、諸規則を統合した形の葛巻町議会総合条例として新たに制定するものでございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思えます。

これにより、一つにまとめられる条例、規則は、葛巻町議会の議員の定数を定める条例、葛巻町議会定例会条例、葛巻町議会定例会の招集時期に関する規則、葛巻町議会会議規則、葛巻町議会委員会条例、葛巻町議会傍聴規則、議会の議決すべき事件を定める条例、葛巻町議会事務局設置条例、以上の8本でございませぬ。

ただし、自治法の規定に沿って、会議規則と傍聴規則は、その全部を改正し、総合条例につなぐため1条だけの規則として残すものでございませぬ。したがって、ほかの六つの条例と規則は、廃止されることとなります。

次に、この総合条例の内容を説明申し上げます。

葛巻町議会総合条例をお手元にご準備願います。

目次をご覧ください。

条例の組み立ては、これまでの定数、定例会の回数、招集時期、議決事項などの条例、規則と新たに規定する専決事項などを総則に、それ以降の章には、全国町村議会議長会が示している標準会議規則に沿った従来の議会会議規則に検討を加えたものを会議と委員会に分けております。また、新たに全員協議会と議会広報、議会放送を規定いたしました。

それでは、条文に沿いまして、主な点について説明申し上げます。

第1章は、総則でございませぬ。

目的と議員定数について、規定してございませぬ。

定数は10人で、変更ございませぬ。

大きく変わった点は、地方自治法第102条の2に基づく、通年の会期制を導入することです。

議会は、これまで町長が一年間に4回の定例会を招集してございましたが、通年の会期制では、一般選挙のあとのみ町長が招集し、翌年以降は条例で定める日に自動的に会期が始まることとされてございませぬ。現在、議員の任期の開始日は1月20日です。通年の会期制は任期一杯活動するという意味ですから、町長は年末の一般選挙後、任期が開始される1月20日に招集することとし、翌年以降は、議員の任期の始まる日に相当する1月20日から1年間の会期とするものでございませぬ。

通年の会期制では、会期は条例で定める日から1年間ですから、会期の決定の議決はなくなります。したがって、一般選挙後を除いて必ずしも招集日に集まる必要もありません。

さらに、通年の会期制では、町民の議会参加を進めるため、あらかじめ議会を開く日を定例日として定めることになっています。

この条例で、葛巻町議会を開く日、定例日は、3月定例会議は、3月の第1金曜日、第2月曜日から第2金曜日までの毎日、第3月曜日と火曜日。

7月定例会議は、7月の第1金曜日、第2月曜日から第2金曜日までの毎日。

9月定例会議は、9月の第1金曜日、第2月曜日から第2金曜日までの毎日。

12月定例会議は、12月の第1金曜日、第2月曜日から第2金曜日までの毎日。

以上のように設定させていただくものでございます。

なお、今後、議会の解散等により一般選挙の期日が変わった場合は、会期の開始日はそれに合わせて自動的に任期の開始日となります。将来、会期の設定等に不都合が生じた場合、その時点で検討して改正していただく必要が生ずるかもしれません。

また、質問、質疑の一問一答方式、議会に説明のため出席している職員などが議員の論点などを明らかにするために反問できる規定と、自治法の規定による議会の議決すべき事項に、自治法改正により策定義務のなくなった基本構想を規定いたしました。ほかに、行政のスピーディーな運営のため、議会の権限で軽易な事項について、あらかじめ町長に委任する専決処分について、3項目を指定しました。議会報告会ふるさと懇談会についてなどを定めているのが、この章でございます。

2ページをお開きください。

第2章は、会議について規定しております。

ここは、従前の会議規則が中心です。会議とは本会議のことございまして、委員会の部分が第3章に移行しております。その他、従前の傍聴規則と、自治法改正により可能となった公聴会、参考人の規定が盛り込まれております。

全国町村議会議長会が示している標準会議規則と相違している部分や、従前と変わった主な点について説明申し上げます。

第1節、通則についてでございます。

会議時間の午後4時までを、午後5時までに変更いたしております。

なお、会議の定例日が定められている一方、第16条に休会の規定があるのは少々落ち着きが悪いのですが、標準会議規則の見直しが続いているところですので、現在のところ、そのまま規定することといたしました。

3ページをお開きください。

第2節、議案及び動議でございます。

地方自治法では、議案の発議は議員定数の12分の1以上の議員から定められています。定数10人の本町では、12分の1は、1人でも提案できるということになります。しかし、通年の会期制とした場合、議案は1人で提出できても、審議に入るのがいつかという点が不明確になる可能性があります。そこで、最初から賛成者分を加えて2名以上で提案することで、直ちに議題とするようにいたしました。

4 ページをお開きください。

第3節、議事日程についてでございます。

通年の会期制になるため、今後は議会のその都度の招集という行為はなくなり、議長の開議通知によって会議を開くことになります。一方、従来の臨時会のように、条例で定める定例日以外であっても、会議を開くことがありますし、定例日に、都合により会議を開かないこともあります。議員に発する開議通知だけでは、住民や執行機関が議会の開催やその内容を承知できないため、開議通知に議事日程を記載し、併せて、これを周知のために告示することといたしました。

5 ページをお開きください。

第5節、議事でございます。

第46条に規定いたしましたとおり、議案を常任委員会に付託して審議することとしました。これまでも、議員申し合わせで行ってききましたが、正式に条文化するものでございます。

6 ページをお開きください。

第6節、発言でございます。

第6条に規定いたしましたとおり、質問、質疑とも一問一答方式で行うこととしたものでございます。

したがって、これまでの会議規則では、質問は、同一の議員が、同一の事件について3回以内という規定がございましたが、今後は時間制限となるため、削除いたしました。

また、一般質問の質問時間は、これまでの申し合わせ事項どおり、1時間以内といたしました。

9 ページをお開きください。

第10節、辞職及び資格の決定でございます。

議員の辞職につきましては、議長の許可といたしました。

10 ページをお開きください。

第11節、規律でございます。

議場に入る者は、携帯電話を持ち込まないこととしました。さらに、パソコン等も使用を禁止する規定といたしました。

11 ページをお開きください。

第13節、公聴会と第14節、参考人でございます。

従前は、委員会にのみ規定されておりましたが、昨年の自治法改正により、会議、いわゆる本会議にも認められることとなったため、新たに規定いたしました。

内容は、これまでの委員会の規定どおりでございます。

12 ページをお開きください。

第15節、会議録についてでございます。

通年の会期制となったため、会議録は、会議日ごとに作成することに、また、会議録署名議員は、会議日ごとに議長が指名することといたしました。

第17節、傍聴についてでございます。

冒頭でも説明申し上げましたが、これまで独立した傍聴規則であったものが、この条例に盛り込まれたものでございます。

内容について変わった点は、定員について、現状に合わせて、傍聴券の発行は行わないで、先着順に30名といたしました。また、こどもの権利条約等に対応し、児童、乳幼児の傍聴禁止規定を削除いたしました。それに伴い、傍聴人受付簿への年齢の記載も取りやめました。

その他、傍聴席に入る者の携帯電話については、持ち込みはできますが、使用しないことといたしました。

13ページをお開きください。

第3章は、委員会の規定でございます。

これまでの会議規則の中の委員会部分と、委員会条例をここに規定いたしました。

第131条、輝くふるさと常任委員会の定員を、10人から9人に変更いたしました。

これは、議長は最初から常任委員に就任しないこととしたためでございます。任期途中で議長が欠けた場合、新たに選挙された議長は、就任していた常任委員を辞するものとし、委員会は欠員となります。また、何らかの事情により議長が辞任した場合、議長であった議員は常任委員に補欠選任されるものとします。

また、広報と議会運営委員の任期は、2年から議員の任期に改正し、委員はすべて議員の任期といたしました。

第141条の委員の辞任につきましても、議員の辞任同様に、議長の許可といたしました。

第147条の傍聴の取り扱いについては、従前は、議員のほか、委員長長の許可を得た者がと制限公開制をとっていましたが、公開するといたしました。

16ページをお開きください。

第4章は、全員協議会の規定でございます。

これまでの全員協議会は、法的根拠がございませんでしたので、正式な議員活動として行う、全議員の構成による協議または調整の場として規定いたしました。地方自治法第100条第12項は会議規則の定めるところによりと言っています。

第4章も、法律上は会議規則の一部とする必要があるため、会議規則の規定もそのようにいたしました。

17ページをお開きください。

第5章、議会広報及び議会放送は、新たな規定でございます。

議会放送では、議場で行う会議と委員会を、生放送と録画放送で行うことと規定しております。

第6章は、事務局でございます。

これも、本条例に組み入れたもので、旧条例は廃止するものでございます。

第7章は、雑則でございます。

本条例を改正する場合は、住民請求のほか、議員が発議して行うことといたしました。

最後に、附則でございます。

この条例の施行日は、公布日以後、最初の議員の任期の開始日に相当する日、つまり

平成26年1月20日でございます。

また、本条例の制定によりまして、議員の定数を定める条例、定例会条例、委員会条例、議会の議決すべき事件を定める条例、事務局設置条例の五つの条例を廃止する旨の規定でございます。

なお、経過規定として、現在の委員は、新条例に基づいて選任されたものとみなすこととしております。任期は、新条例に基づいて議員の任期までとなり、新たな委員の選任は行いません。

以上で、葛巻町総合条例案の説明を終わります。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

本発委案は、全員協議会で協議を重ね、議会運営委員会から提出された案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、発委案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発委案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、発委案第1号、葛巻町議会総合条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、発委案第2号、葛巻町議会会議規則を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、小谷地喜代治君。

議会運営委員長（小谷地喜代治君）

発委案第2号、葛巻町議会会議規則について、別紙のとおり、地方自治法第112条及び葛巻町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案の理由でございますが、葛巻町議会総合条例の制定に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、地方自治法第120条の規定により、議会は、会議規則を定めなければならないと規定されております。また、新たに制定する葛巻町議会総合条例に会議規則の内容も盛り込むことにより、地方自治法第120条の規定による会議規則は、葛巻町議会総合条例によると全部改正するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

本発案は、全員協議会で協議を重ね、議会運営委員会から提出された案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、発案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、発案第2号、葛巻町議会会議規則は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、発案第3号、「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

本発案は、輝くふるさと常任委員会から提出された案件でありますので、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、発案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、発案第3号、「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議会運営委員会閉会中継続審査申出書の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、葛巻町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしております、閉会中継続審査の申出書が提出されています。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会閉会中の継続審査の件は、本申出書のとおり、なお継続審査とすることに決定しました。

次に、日程第16、輝くふるさと常任委員会閉会中継続調査申出書の件についてを議題とします。

輝くふるさと常任委員長から、葛巻町議会会議規則第75条の規定によって、お手元

にお配りしております、閉会中継続調査の申出書が提出されています。

お諮りします。

輝くふるさと常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、輝くふるさと常任委員会閉会中の継続調査の件は、本申出書のとおり、なお継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第17、広報発行常任委員会閉会中継続調査申出書の件についてを議題とします。

広報発行常任委員長から、葛巻町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしております、閉会中継続調査の申出書が提出されています。

お諮りします。

広報発行常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、広報発行常任委員会閉会中の継続調査の件は、本申出書のとおり、なお継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第18、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております、議員派遣の件をご覧願います。

葛巻町議会会議規則第120条第1項の規定により、議員派遣の件に記載されているとおり、議員を派遣したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定しました。以上で、本日の日程はすべて終了し、本定例会の会議に付された事件は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成25年第12回葛巻町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

(閉会時刻 14時13分)